

令和5年度青森市国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて

1 見直しの理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、以下の項目について改正するため、「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定したものである。

2 条例の改正項目について

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し（公布日：令和5年6月28日）

■賦課限度額	
【改正前：R4】	【改正後：R5】
・基礎課税額：65万円	・基礎課税額：65万円
・後期高齢者支援金等課税額： <u>20万円</u>	・後期高齢者支援金等課税額： <u>22万円</u>
・介護納付金課税額：17万円	・介護納付金課税額：17万円

○後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を22万円（R4：20万円）に引き上げた。

※基礎課税額（65万円）及び介護納付金課税額（17万円）は据え置き。

○この結果、国民健康保険税の賦課限度額は、104万円（R4：102万円）となった。

(2) 影響額

軽減額等の比較…令和5年度当初賦課時の所得状況を基に試算

区分	改正前（R4）		改正後（R5）		影響額等	
	限度額20万円		限度額22万円			
	超過 世帯数 ①	超過額 (千円) ②	超過 世帯数 ③	超過額 (千円) ④	超過 世帯数 ①-③	超過額 (千円) ②-④
後期分	285	48,376	231	43,140	54	5,236

令和5年度当初賦課時の所得状況で試算すると、

改正前（R4）の後期分限度額20万円を超過している世帯は、285世帯、

超過額が、4,837万6千円に対し、

改正後（R5）の後期分限度額22万円を超過している世帯は、231世帯、

超過額が、4,314万円、

超過世帯は、54世帯の減となり、超過額の差額523万6千円が増収となっている。